

## 退職後の医療保険制度について

組合員が退職により組合員資格を喪失した場合、退職日の翌日から組合員証等を使用することができなくなります<sup>(※)</sup>ので、何れかの医療保険制度に加入することになっています。

ここでは、退職後の医療保険制度についてご案内いたします。  
※退職する組合員の被扶養者であった方も同様に使用することができなくなります。

退職間近で慌てないよう、「退職」が見えてきた「今！」  
きっちり決めましょう！



### 再就職する場合

#### 公務員として再就職

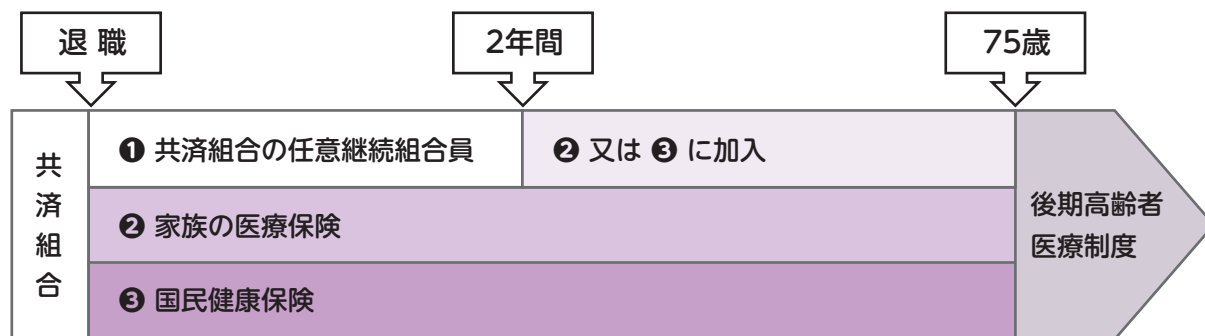
- A. 再任用（フルタイム）となる場合は、引き続き共済組合の組合員となります。  
※地方公務員法第28条の4
- B. 再任用（短時間勤務）となる場合は、短期組合員となる場合があります。  
※なお、勤務日数等の任用条件により他の保険制度になる場合があります。

#### 民間会社等に再就職

- C. 健康保険適用事業所で保険制度の適用のある社員として雇用される場合は再就職先で適用される健康保険（協会けんぽ、健保組合）に加入することとなります。
- D. 保険制度の適用がない社員として民間企業等に再就職される場合は、下記の「再就職しない場合」をご参照ください。

### 再就職しない場合

退職後の医療保険は、次の図のとおり①～③の「3つの選択肢」になります。加入する制度により、支払う保険料等が大きく変わる可能性があるため、事前に加入条件、注意点などをよく確認しておきましょう。



#### ① 共済組合の任意継続組合員 (5ページ参照)

共済組合の任意継続とは、希望すれば退職後も引き続き退職前に加入していた共済組合に「任意継続組合員」として加入し続けられる制度です。ただし、加入できるのは2年間です。「退職前」と「任意継続」とで違う点は保険料の求め方です。在職中は保険料を所属所（事業主）が半分負担してきていましたが、任意継続ではすべて自分で負担することになりますので、保険料は今までの倍になる場合があります。ただし③の「国民健康保険」に加入するよりも保険料が抑えられることも少なくありません。

#### ② 家族の医療保険

家族（配偶者や子供等）が勤務先の医療保険に加入している場合、「その被扶養者となる」ということもあります。扶養に入ることができれば、自身の保険料はかからないという利点はありますが、被扶養者になるにはいくつかの要件をすべて満たす必要があります。

これらの要件は加入する健康保険組合などにより異なるため、退職前のできるだけ早い段階で家族に加入要件を確認してもらいましょう。

### ③ 国民健康保険

①②の医療保険に入らない人が加入します。その保険料は、前年の所得に保険料率を掛けて求める「所得割」と、1世帯あたりの加入者数から求める「均等割」の合計額となります。世帯の家族が増えるほど保険料も増える仕組みです。詳しくは居住地の市町村役場で確認しましょう。

## 退職後の医療（任意継続組合員制度）

### 任意継続組合員制度について

- ・組合員期間が退職日まで引き続き1年と1日以上ある場合に、申し出ることにより、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付（※）を受けることができます。  
任意継続組合員になるためには、**退職の日から20日以内に共済組合への申し出と掛金の納入が必要です。**
- （※）任意継続組合員になると、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は支給されません。また、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金も支給されません。

### 任意継続掛金の算出方法

- ・任意継続掛金は、**掛金の標準となる額×掛金率**で決まります。掛金の標準となる額は次のいずれか低い額となります。
- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 奈良県市町村職員共済組合全員の前年度9月30日における平均標準報酬月額（令和5年度は380,000円）

掛金の種類	掛金率
短期掛金	99.00/1000
介護掛金	17.16/1000（40歳以上65歳未満の方が徴収）

（注）この掛金率は令和5年4月1日現在のものです。1ヵ月分の掛金額を算出します。  
任意継続組合員の掛金は負担金も含まため、現職時の約2倍の率になります。

### 任意継続掛金の納付方法

- ・掛金は、共済組合から送付する振込依頼書で納付していただきます。  
納付方法は、原則、年払い又は半年払いです。（※）  
なお、初回掛金は振込依頼書に記載の期日までにお振込みください。  
2回目以降は継続しようとする月の前月末が納付期限となります。
- （※）納付済期間の途中で任意継続組合員でなくなることを希望する場合は、未経過期間における掛金は還付されます。

### 任意継続組合員の資格喪失

- ・任意継続組合員が次のいずれかに該当するときは、その翌日（⑤⑥に該当の時は、その日）から、その資格を喪失します。②④⑤については、共済組合へ申し出が必要です。
- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき
- ④ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出て、その申し出が受理された月の末日が到来したとき
- ⑤ 他の医療保険の被保険者となったとき
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったとき

## 退職後、組合員証(保険証)等は使用できません!!

**Q1.** 退職した後に共済組合の証を使った場合はどうなるの？



**A1.** 要した医療費について後日返還請求を行います。

資格喪失後に要した医療費については退職前に加入していた健康保険ではなく、退職後に加入した健康保険が給付すべきものとなります。

医療機関は共済組合の組合員証(保険証)等を確認し、共済組合に医療費の請求を行います。

組合員証等を使用して受診した診療に要した医療費はいったん共済組合が立て替える形になりますが、後日要した医療費の返還請求を行います。

**Q2.** 退職後に受診するとき新しい保険証が手元にない場合はどうしたらいいの？

**A2.** 保険証が届いていないことを受付に伝え、全額立替払いをしてください。

保険証を持っていないのに証を提示するよう言われた場合は、退職に伴って健康保険の切り替えを行ったことや証がまた届いていないことを医療機関に申し出て対応を仰いでください。

原則として医療費の全額をご自身で立替払いをしていただくことになります。

なお、マイナンバーカードの保険証利用登録(14ページ参照)を行うことで、医療機関が資格情報の確認を行うことができる場合があります。

単発の受診や毎月定例の受診であっても、資格喪失後は共済組合の証(組合員証・被扶養者証・限度額適用認定証等)を使用しないよう、ご注意ください!

## 確定申告に医療費明細情報が必要な方は…



確定申告に必要な医療費明細情報は、**MY HEALTH WEBにて組合員本人が『e-Tax用データ』をダウンロードする必要があります!**

- 医療機関等を受診された概ね3ヵ月程度後に当該サイトで閲覧することができます。
- 直近3ヵ月分については、医療費明細情報は閲覧できませんので、未掲載分はご自身で必要書類を準備ください。  
(なお、医療機関等からの請求事情等によっては3ヵ月以上となる場合もあります。)

## 退職後に年金の支給が停止となる場合があります

市町村役場及び一部事務組合等で再任用（再雇用）職員等としてお勤めされたり、民間企業へ再就職されると年金が停止となる場合があります。

### 停止計算が行われる条件

- ① 70歳未満の方が厚生年金保険に加入する場合。（公務員、私立学校教職員を含む。）  
（70歳以上の方が厚生年金保険適用事業所に勤務する場合。）
- ② 国会議員又は地方議会議員となった場合。

#### 民間企業勤務・短期組合員の場合

民間企業で雇用される場合や、共済組合の短期組合員である場合等は、「老齢厚生年金」が下記の計算式に基づいて一部又は全部が停止されます。

#### 再任用職員、定年延長等の場合

再任用職員や定年延長等で共済組合の組合員である場合は、【民間企業勤務・短期組合員の場合】に加え、「退職共済年金（経過的職域加算）」及び「退職等年金給付」が全額停止となります。

### 支給停止額（年額）＝（総報酬月額相当額＋基本月額－48万円）÷2×12月

- ・「総報酬月額相当額」＝「標準報酬月額」＋「過去1年間の賞与等の総額の12分の1」  
「標準報酬月額」及び「過去1年間の賞与等」の額は勤務先等でご確認ください。
  - ・「基本月額」＝「老齢厚生年金の年額（加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。）×12分の1」  
「老齢厚生年金の年額」は「年金証書」や「年金額改定通知書」等でご確認ください。
- ※ 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、算出した停止額をそれぞれの年金額で按分します。  
 ※ 障害者特例又は長期在職者特例により「定額部分・加給年金額」が加算されている場合で、厚生年金保険の被保険者等として在職している間は全額停止となります。  
 ※ 停止基準額（48万円）については、令和5年度の額であり、今後変更となることがあります。

## 65歳到達後に退職される方

### 「退職等年金給付」の支給が始まります。

※退職等年金給付の受給要件は、平成27年10月1日以降の組合員期間又は平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間を1年以上有すること。

下記①又は②、どちらかの請求書を退職時に所属所を通じて共済組合に提出いただく必要があります。

- ① 65歳到達時に公務員在職中であった方



退職年金決定請求書  
（退職等年金給付用）

- ② 退職等年金給付の受給開始後、再任用により全額支給停止となっていた方



退職年金 退職改定請求書  
（退職等年金給付用）

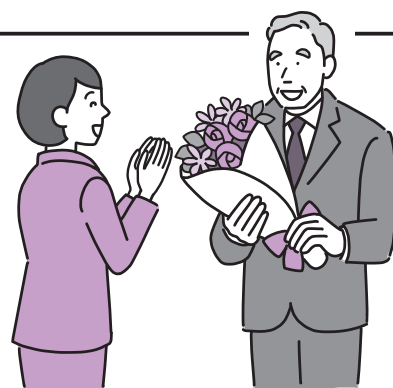
（注）令和6年4月、5月、6月に65歳に到達される方で「退職年金決定請求書」をご提出されていない方は、本組合から請求書を送付しますので、年金課までお問い合わせください。





## 退職したらどうなるの？

### 退職時の手続きについて



#### 📌 年金受給権がない方

(年金受給までに期間がある方)

退職後 **年金待機者** になります。



年金に関する大切なお知らせ等が正しく送付できるよう、今後、住所や氏名を変更された場合は、本組合までご連絡をお願いいたします。

年金請求書は、支給開始年齢に到達する約3ヵ月前を目途に送付します。

#### 📌 年金受給権がある方

(年金の受給権発生日を過ぎている方)

退職後 **年金受給者** になります。

在職中に  
年金請求を行った。

いいえ



#### 共済組合に年金を請求してください。

本組合から送付しています「年金請求書」を添付書類と併せてご提出ください。

ただし、請求書の受付から年金が支払われるまで約3~4ヵ月程度を要します。

はい



右記の支給期に  
年金が支給予定です。

令和6年  
6月  
(定例支給期)

在職停止を解除し、従前の決定年金額に応じて支給されます。

令和6年  
7月  
(臨時支給期)

退職日までの期間を反映させた年金と6月に支給した年金の差額が、4月分に遡って支給されます(注1)。

(注1)・再就職された場合は年金の一部又は全部が停止される場合があります。  
・公務員を退職後、引き続き再就職等により厚生年金保険に加入された場合、年金額と勤務先からの標準報酬によって年金の一部又は全部が停止される場合があります。

## 📌 長期在職者特例(65歳未満の方)

退職時において組合員期間(共済期間のみ)が44年以上ある場合は、定額部分(注2)及び加給年金額(注3)が加算されますので、手続きが必要です。

(注2) 組合員期間に係る基礎年金相当額。

(注3) 組合員によって生計を維持している65歳未満の配偶者がいる場合に加算。(ただし、支給停止要件があります。)

## 📎 加入する年金制度について

### 組合員が退職・転職などをする場合、異動後の年金制度をご確認ください！

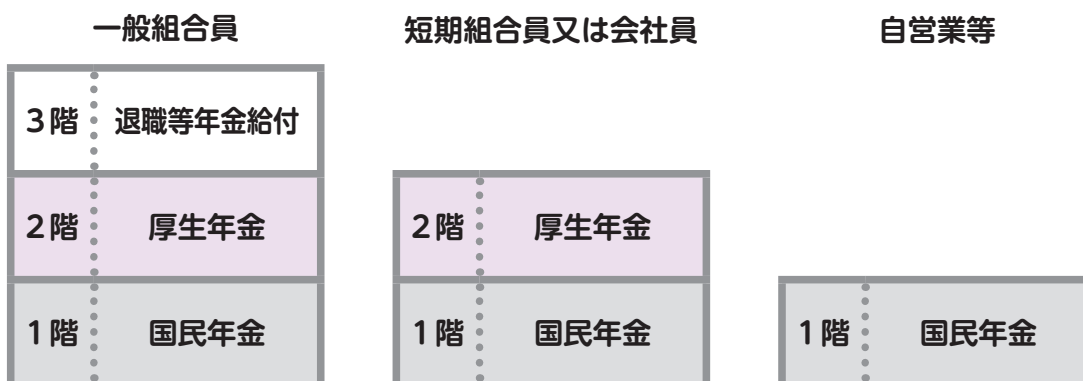
現在、共済組合の組合員である方(一般組合員・短期組合員)が、退職・転職をされる場合、年金制度が変更になる場合があります。



次のようなケースがあります。

- 同じ職場に短時間の再任用職員(短期組合員)として勤務した
- 民間企業へ転職した
- 退職後、再就職しなかった
- 短期組合員が、勤務開始から1年が経過し一般組合員となった

## 年金制度のイメージ



# 退職予定の組合員の皆さんへ

年利 **1.1%!!**  
〈令和6年1月1日現在〉

退職しても任意継続組合員になれば  
「組合員貯金」に加入できます！

※貯金利率は、金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行います。



利率が高く、とってもお得です！

払戻しが月2回できて便利です！

在職中に組合員貯金に…

加入している  
加入していない

退職後に任意継続組合員になる場合…

継 続 加入の手続き  
新 規 加入の手続き

## ●在職中に組合員貯金に加入をされていた方

### 継続加入

退職後20日以内に「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

※退職後においても貯金加入を希望される方は、必ず事前に共済事務担当課へお申し出ください。

## ●新規に組合員貯金に加入される方

### 新規加入

加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

退職金を預けることも可能です。  
退職予定の皆さん！  
任意継続組合員になる際は、  
組合員貯金へのご加入を  
ご検討ください!!



※組合員貯金は、預金保険制度における金融機関に該当しないことから、貯金者と共済組合との間にペイオフは適用されません。

## 「組合員貯金」を解約される方はこちら

在職中に組合員貯金に加入されていた方が、次のいずれかの場合、組合員貯金の解約手続きが必要です。

- ① 退職後、任意継続組合員にならない場合
- ② 任意継続組合員になるが、組合員貯金を継続しない場合

解約については、必ず事前に共済事務担当課へお申し出くださいますようお願いいたします。

## 組合員貸付をご利用中の方へ

～貸付未償還金を「全額償還」していただきます～



貸付未償還残高がある方は、

退職手当(退職金)の支給額  
からの控除により全額償還し  
てください!

退職手当(退職金)から貸付未償還額を全額控除するにあたり、退職手当(退職金)が不足する場合は、未償還残高を別途お振込みにより償還していただきます。

※引き続き再任用等により勤務(公務員)を続ける場合でも、退職手当等の支給があれば全額償還していただきます。

※償還される際には、共済事務担当課まで早めに連絡していただき、償還金額等をご確認ください。

※本組合への入金(償還)が退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。